

平成 2 1 年玉村町議会第 3 回臨時会会議録第 1 号

平成 2 1 年 7 月 2 4 日 (金曜日)

議事日程 第 1 号

平成 2 1 年 7 月 2 4 日 (金曜日) 午後 2 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 1 0 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (平成 2 1 年度玉村町一般会計補正予算 (第 3 号))

日程第 4 議案第 5 2 号 財産の取得について (A 4 ノート型パソコン)

日程第 5 議案第 5 3 号 財産の取得について (電子黒板機能付きデジタルテレビ)

日程第 6 議案第 5 4 号 財産の取得について (教育用コンピュータ、校務用コンピュータ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	原 幹雄君	2番	島田 榮一君
3番	筑井 あけみ君	4番	齊藤 嘉和君
5番	備前島 久仁子君	6番	三友 美恵子君
7番	中里 知恵子君	8番	関口 祝嘉君
9番	浅見 武志君	10番	川端 宏和君
11番	町田 宗宏君	12番	村田 安男君
13番	宇津木 治宣君	14番	寺田 純子君
15番	茂木 信義君	16番	石川 眞男君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道君	副 町 長	横堀 憲司君
教 育 長	熊谷 誠司君	総 務 課 長	小林 秀行君
税 務 課 長	阿佐美 恒治君	健康福祉課長	松本 恭明君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	新井 淳一君	学校教育課長	川端 洋一君

事務局職員出席者

議会事務局長	大島 俊秀	議事調査係長	石関 清貴
局長補佐兼 庶務係長	小坂橋 保	主 査	関根 聡子

○議長あいさつ

議長（石川眞男君） 議会開会に当たりごあいさつを申し上げます。本日、ここに、平成21年玉村町議会第3回臨時会が招集されましたところ、議員各位には、ご多忙の中、ご参集いただき厚く御礼を申し上げます。

今議会には、さきの臨時会での地域活性化・経済危機対策臨時交付金関係の補正予算に伴う事業実施に当たり4議案が上程されるものです。議員各位には、慎重審議の上、適切妥当な結果が得られますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

○開会・開議

午後2時開会・開議

議長（石川眞男君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年玉村町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川眞男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第120条の規定により、14番寺田純子議員、15番茂木信義議員の両名を指名いたします。

○日程第2 会期の決定

議長（石川眞男君） 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、21日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

寺田純子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 寺田純子君登壇〕

議会運営委員長（寺田純子君） 皆様、こんにちは。平成21年玉村町議会第3回臨時会が開催されるに当たり、去る7月21日午前9時30分より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告を申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日1日限りといたします。

本臨時会に上程される議案は、承認1件と議案3件の4議案を予定しております。概要につきましては、承認第10号から議案第54号までの4議案について一括提案説明があります。続いて、承認

第10号から議案第54号までの4議案について、それぞれ質疑、討論、表決を行います。その後閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

報告といたします。

議長（石川眞男君） 以上をもちまして議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成21年玉村町議会第3回臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のありましたとおり、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○日程第3 承認第10号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成21年度玉村町一般会計補正予算（第3号））

○日程第4 議案第52号 財産の取得について（A4ノート型パソコン）

○日程第5 議案第53号 財産の取得について（電子黒板機能付きデジタルテレビ）

○日程第6 議案第54号 財産の取得について（教育用コンピュータ、校務用コンピュータ）

議長（石川眞男君） 日程第3、承認第10号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成21年度玉村町一般会計補正予算（第3号））から日程第6、議案第54号 財産の取得について（教育用コンピュータ、校務用コンピュータ）の4議案を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、承認第10号から日程第6、議案第54号までの4議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 平成21年度玉村町一般会計補正予算（第3号）における専決処分を報告し、

承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項により、平成21年7月6日付で専決処分させていただいたもので、同条第3項の規定により、本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,100万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億2,443万9,000円と定めるものでございます。

歳入では、国庫補助金として疾病予防対策事業費補助金600万6,000円及び前年度繰越金3,500万円を増額しました。歳出につきましては、総務費では法人町民税の確定申告により前年度予定納税した法人税割に対しての還付請求がありましたので、早急に還付するため補正したものであります。なお、今後町民税として還付が予想される3,500万円を補正したものであります。

衛生費では、国の補正予算において、女性特有のがん検診推進事業を4月にさかのぼり実施することとなりましたので、事業実施に必要な経費として600万6,000円を補正したものであります。

以上2事業であります。早急を実施する必要がありましたので、専決処分をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご承認をくださいますようお願い申し上げます。

議案第52号 財産の取得について提案説明を申し上げます。庁舎内外で稼働している業務用情報端末を入れかえるというものでございます。7月14日に特命随意契約により桐生市にある株式会社両毛システムズから2,478万円で購入するというものであります。本件は、業務用情報ネットワークシステムの安定稼働及び業務効率を上げ住民サービスの向上を図るものでございます。

議案第53号 財産の取得についてご説明申し上げます。本案につきましては、電子黒板機能付きデジタルテレビを管内小中学校に導入するものでございます。7月14日に指名競争入札を執行した結果、前橋市の株式会社滋野堤水堂が1,043万7,000円で落札しましたので、同社を契約の相手方とするものでございます。

議案第54号 財産の取得についてご説明申し上げます。本案につきましては、教育用コンピュータ及び校務用コンピュータを管内小学校に導入するものでございます。7月14日に指名競争入札を執行した結果、前橋市の株式会社滋野堤水堂が4,704万円で落札をしましたので、同社を契約の相手方とするものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（石川眞男君） 以上で、4議案に係る提案説明を終了いたします。

初めに、日程第3、承認第10号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成21年度玉村町一般会計補正予算（第3号））に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第52号 財産の取得について（A4ノート型パソコン）について、これより本案に対する質疑を求めます。

備前島久仁子議員。

5番（備前島久仁子君） 115台で1台約21万円ということですが、この当然パソコンというのは、いろいろ故障したりとか、いろんな部分があると思いますが、無料で修理期間というのも当然あることだと思いますけれども、アフターフォローはどのようになっていますか。

議長（石川眞男君） 総務課長。

総務課長（小林秀行君） 今回のものにつきましては、3年間のパーツ保障、それから出張保障が1年保障と、そういうふうについております。

議長（石川眞男君） 茂木信義議員。

15番（茂木信義君） このパソコン購入の特命随意契約に至った理由を知りたいのですが。

議長（石川眞男君） 会計課長。

会計管理者兼会計課長（新井淳一君） 備品購入の関係は、会計課が担当していますので、私のほうからお答えさせていただきます。

現在役場のパソコンが業務運用システムということで、財務会計、公開羅針盤、ファイルサーバー、L G W A N、そのほかに資産管理システム等の環境の整ったパソコンを導入しております。そのパソコンの保守点検を行っているのがこの業者であると、こういうことであります。今回も当然115台にその環境を整える必要があるということで、今回はこの委託している業者をお願いしたいと、こういうことであります。

議長（石川眞男君） 茂木信義議員。

15番（茂木信義君） 通常パソコンというのは、我々もノートパソコン持っていますけれども、

今ハード面では非常に安いものになっております。それに対して今環境を整える中で、ここで至ったということなのですけれども、実際にハード面でこういったものを購入する中で、私もよく自分のところでパソコン使っているのですが、ほとんどソフトの利用料なのです。そういった意味合いであればわかるのですが、先日の説明の中で、設定料を3万円、1台3万円で大体できるというようなことになると、これが345万円であると、こういうことなのです。それに対して本体、それを差し引いたとしても本体が18万5,500円というようなこと、これいかにしてもほかのパソコン等と比較しても高いと思うのです。それをパソコンメーカーでない、あるいはパソコン販売業者でない両毛システムズに特命随契をしたというようなことが、私にはちょっとわからないのですが、そのあたりを含めて理由を聞かせてもらいたいと思います。

議長（石川眞男君） 会計課長。

会計管理者兼会計課長（新井淳一君） 数年前からその関係については、両毛システムズに保守点検等をお願いしているところですが、当然パソコン等は故障とか、そういうことが起きます。そういうときには、やはり熟知している会社をお願いしたほうが一番いいのではないかと、やはり今個人情報ということで、役場のパソコンは相当の個人情報が満載しております。特に、管理するには留意が必要かなと思います。ここで、やっぱり熟知している会社をお願いしたいと、こういうことを思っております。

議長（石川眞男君） 茂木信義議員。

15番（茂木信義君） 3回目ですね。いろんな面で便利だということを言いますが、接続するということは、親コンピューターに接続するというような意味合いだと思うのですが、親コンピューターのソフトに関しては、既に契約で支払っているわけですね。ただ、端末としてこれを入れるというような中で、やっぱりこれは余りにも金額が違い過ぎると。例えば、私よくわかりませんが、これから多分質問が出てくると思うのですが、4番目の教育用コンピュータ、校務用コンピュータ等のこの2つが同じような性能ということで考えたとしても、片方のほうは13万2,000円ぐらいの単価になる、片方が設定料を引いたとしても18万5,000円もするというようなこと、これ5万円も差があるわけですね。それを115台も入れるということであると500万円以上の差が出るわけです。これは、余りにも違い過ぎるというように思うのです。そのあたりをきちんと説明しない限り、私はちょっと納得いかないのですが、もう一度きちんと説明してください。

議長（石川眞男君） 総務課長。

総務課長（小林秀行君） 量販店で販売しているパソコン、それからビジネスモデルでは最初からちょっと差があるということなのです。それは、品質の面、それからサポート体制の面であると。例えば落下テスト、あるいは部品の供給体制、品質テストと。量販店のパソコンとビジネスモデルでは、もう既にそこで差があるということでございます。

それから、もう一つは、今回のパソコン導入につきましては、単なるパソコンというものではなく

て、考え方として業務用の内部情報端末器と、そういったイメージでとらえていただければそこら辺が納得できるのではないかと思います。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、議案第53号 財産の取得について（電子黒板機能付きデジタルテレビ）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第54号 財産の取得について（教育用コンピュータ、校務用コンピュータ）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○字句等整理委任について

議長（石川眞男君） お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その他条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○閉 会

議長（石川眞男君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。ご苦労さまでした。

午後2時18分閉会